

○内閣府男女共同参画局長 ただいまから、第2回「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を開催いたします。

それでは、議事に入ります。

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する緊急対策案について」でございます。まず、緊急対策案につきまして、事務局から説明を行った後、各府省における集中月間中の取組につきまして順次御発言をお願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官 それでは、お手元の資料1を御覧いただけますでしょうか。この緊急対策案の概要紙でございます。

まず、上半分、趣旨といたしまして、これらの問題が改めて、女性に対する暴力に関する重大な人権侵害であることなどをまず記載いたしまして、特にこの年度当初に必要な対策を緊急かつ集中的に実施する旨を改めて記載してございます。

下半分でございますが、集中月間という欄でございます。まず、本年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置づけた上で、下の「具体的な取組（主なもの）」というところでございますが、3つの柱を設けまして、緊急対策を実施することといたしました。1つ目が「取締り等の強化」でございます。例えばアダルトビデオのスカウト行為等に対する街頭での指導・警告の実施。それから「JKビジネス」で働いている児童等に対しましても、これもまた大都市圏に等におきまして一斉の街頭補導等を実施することとしております。

右側に参りまして、「被害防止のための教育・啓発の強化」におきましては、この問題に対する新たな啓発サイトを新設すること。それから政府広報、各府省等々のホームページ、いろいろなメディアを活用いたしました広報展開。さらには東京都下での街頭キャンペーンの実施ですとか、女子大学生を対象としたシンポジウムの開催等を念頭に置いているものでございます。

3つ目といたしまして、「相談体制の充実」でございますが、こちらはさまざまな媒体等を活用いたしまして、国関連の相談窓口を積極的に周知していくことはもとより、地方自治体など関係機関への協力の呼びかけも積極的に行っていくこととしております。

こうしたことを盛り込んだ上で、一番下でございますが、これら集中月間の取組の実施状況あるいは具体的な相談件数等の実績につきまして、速やかにフォローアップを行い、その結果も踏まえまして5月の中旬を目途としております今後の取組方針の策定につなげてまいりたい。このような内容となっております。

以上でございます。

○内閣府男女共同参画局長 続きまして、各府省における4月の集中月間中の取組につきまして、御発言をお願いしたいと思います。

まず、内閣府の取組につきまして、私から説明いたします。

内閣府では、本日中に啓発サイトを立ち上げまして、相談を呼びかけるとともに、アダルトビデオ出演強要の被害事例を掲載いたします。また、その注意喚起を促すサイトとし

ているところがございます。今後、随時更新をしてまいります。

また、政府広報やSNSなど、さまざまな媒体を使いまして広報・啓発を行うほか、現在調整中ですが集中月間中には女子大生を対象としたシンポジウムなどの実施も検討しております。

では、広報室の取組についてお願いいたします。

○内閣府大臣官房政府広報室長 政府広報でございます。

この4月におきましては、ヤフーを初めとする携帯向けニュースサイト3種類に加えまして、若い女性が多く利用しているフェイスブックやツイッターを初めとする主要なSNSを通じた広報を実施いたしまして、ただいまお話のありました男女局で立ち上げたサイトへの誘導等を行っていくこととしてございます。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

次に、警察庁の取組についてお願いいたします。

○警察庁生活安全局長 警察庁でございます。

4月の集中月間におきましては、まず、取締り等の強化ということで、先ほども御紹介がございましたが、アダルトビデオのスカウト行為に対する街頭での指導・警告や、「JKビジネス」営業が多く見られる大規模繁華街における児童等の一斉補導といった、街頭での活動を強化いたしますとともに、高校・大学等における被害防止教育や街頭キャンペーン、それから警察署・交番等の相談窓口においては24時間相談を受け付けていることを周知する活動などの緊急対策を集中的に実施してまいります。

女性に対する被害の未然防止、万一被害に遭われた方の保護・支援に向けて、関係省庁とも連携をしながら本緊急対策にしっかりと取組んでまいります。

以上でございます。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

次に、消費者庁の取組についてお願いいたします。

○消費者庁次長 国民生活センターや全国に800ほどあります消費生活センターにおきましては、タレントやモデル契約に関連するさまざまな消費者トラブルに関する相談が寄せられております。中にはモデル事務所の面接に行ったところ、アダルトDVDへの出演を勧められたというような相談も、この中に入ってくるわけでございます。

まず、相談体制の充実ということで、4月には今後このような相談が寄せられた場合には、案件に応じて必要があれば契約に関する助言等も行いつつ、適切に警察・法テラス等の専門機関の紹介が行われるよう、国民生活センターあるいは全国の消費生活センター等に対し、周知徹底を行うこととしたいと思っております。

また、被害防止のための教育・啓発の強化という観点からですが、それにつきましては、昨年11月に国民生活センターにおいてタレント・モデル契約関連の消費者トラブルに関する注意喚起を行ったところがございます。関係省庁と連携しつつ、改めて同様の注意喚起等の対応を行うこととしたいと考えております。

以上でございます。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

次に、総務省の取組についてお願いいたします。

○総務省総合通信基盤局長 総務省といたしましては、関係する相談窓口として、インターネット上に流通した情報による被害に関する一般利用者等からの相談を受け付ける、違法・有害情報相談センターを設置しているところでございまして、このセンターにおける取組も含めまして、緊急対策の内容について関係省庁、関係機関と連携しながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

次に、法務省の取組についてお願いいたします。

○法務省大臣官房審議官 法務省でございます。

法務省といたしましては、まず、取締り等の強化の関係でございますが、検察当局におきまして引き続き警察等の関係機関と緊密な連携をとりつつ厳正に対処していくものと承知しております。

続いて、相談体制の充実の関係ですが、法務省の人権擁護機関が行っている人権相談に、この問題に関する相談が持ち込まれた場合に、適切な対応ができるよう、法務局職員や人権擁護委員へ周知いたします。

また、法務省が所管している法テラスにおきましては、この問題についても含め、犯罪被害者支援を実施していることについて周知する予定でございまして、法務省としても法テラスの取組に必要な支援を行っていく予定です。

以上、法務省としても当会議における議論や関係機関の取組等を踏まえ、より適切な対応を確保するため、積極的に取組んでいきたいと存じます。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

次に、文部科学省の取組についてお願いいたします。

○文部科学省生涯学習政策局長 文部科学省では、前回のこの会議を受けまして、若年層が性的な暴力被害に遭う危険性の高いと考えられるこの時期を捉えて、性的な暴力の被害を予防する観点から、特に、例えば入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起を行い、必要な指導がなされるよう、3月24日付の文書において大学等の関係機関に対して要請をしたところでございます。引き続き、このたびの緊急対策に基づいて、関係省庁とも連携をしながら、特に被害防止のための教育・啓発の強化について関係機関等への周知に努めてまいりたいと考えております。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

次に、厚生労働省の取組についてお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房審議官 厚生労働省でございます。

まず、相談窓口の周知といたしまして、各婦人相談所におきましても、こうした問題に

よる性暴力被害に関する御相談を受けているということについて、厚生労働省及び各都道府県のホームページ、また、若い方がアクセスしやすいということでフェイスブックなども利用しながら周知をしていきたいと考えております。

また、相談に当たりますには、関係機関、民間団体と連携を図りながら、適切に対応していきますように、その対応方法につきまして、婦人相談所に対するガイドラインを直ちに改訂いたしまして徹底していきたいと考えております。

また、連携につきまして、ケースによりましては児童相談所等との連携が必要になってくる場合もございますので、その旨、周知をしていきたいと考えております。さらに労働関係法令につきましては、関係省庁と連携しながら、周知について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料のとおり、緊急対策を決定することにつきまして、御異議はございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

お手元の緊急対策を本会議の決定とさせていただきます。短期間の中、取りまとめに御協力をいただきまして、ありがとうございます。

ここでプレスが入室いたします。

(報道関係者入室)

○内閣府男女共同参画局長 緊急対策の取りまとめに当たりまして、内閣官房長官から御発言がございます。

○内閣官房長官 本日ここに緊急対策を取りまとめ、4月を被害防止月間として集中的に取り組を実施することを決定しました。各府省におかれましては、出席の各局長みずからが陣頭に立って、それぞれ関係する取締り、教育・啓発、相談等の現場レベルにまで、本問題に対する認識が浸透し、具体的な取組へと確実につながるよう、責任を持って取り組んでいただきたいと思っております。

さらに重要なのは、その結果をきちんと把握し、それを評価することです。月間中の実施状況についてフォローアップを行うことになっておりますのも、これも単なる通知の発出といった事実の報告にとどまるのではなく、それを受けて対応に当たる関係する各現場レベルでの具体的な取組の結果をしっかりと把握していただきたいというように思っております。

また、以上の件については加藤大臣のもとで各府省が十分な危機意識を持って、この月間中の取組に当たっていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

続きまして、本会議の議長の加藤男女共同参画担当大臣から御発言がございます。

○男女共同参画担当大臣 本日、緊急対策を取りまとめることができました。短期間での取りまとめに当たっていただきました皆さんには、心より感謝を申し上げます。

今、菅官房長官からお話がありましたけれども、この緊急対策に掲げられた取組を着実に実行し、しっかりと結果を出していくことが重要であります。あしたから、まさにこの集中月間において、この対策に基づいて、それぞれの組織において速やかに対応、取組に着手していただきたいと思えます。

また、その実施結果についても、通り一遍ではなく、実のあるフォローアップを行っていく必要があります。

その上で、5月中旬には、今回の月間中の活動結果の評価なども踏まえ、中長期的な課題への対応も含め、今後の取組方針を取りまとめることとしております。しっかりとした内容にしていきたいと考えております。

各局長等におかれましては、引き続きリーダーシップを発揮していただいて、この月間中についての取組を、そして5月中旬の取りまとめに向けて、根本的な対策の検討に当たっていただきたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

○内閣府男女共同参画局長 ありがとうございます。

ここで、プレスは退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○内閣府男女共同参画局長 次回の開催等につきましては、別途、事務局から御連絡をいたします。今後の、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。